

指定管理者制度及び三重県身体障害者総合福祉センターの概要

●指定管理者制度の概要

公の施設の管理について、地方自治法の改正（平成15年6月13日公布、15年9月2日施行）にともない、従来の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が新たに導入されました。

この「指定管理者制度」は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。

従来の「管理委託制度」では、地方公共団体が委託できる受託者は、地方公共団体や法人で政令の定めるもの（地方公共団体の1/2出資法人等）等に限定されていました。

しかし、「指定管理者制度」では、指定管理者の範囲を、法律上特段の制約を設けず、企業、NPO法人等の法人その他の団体（個人は含まれません。）も公の施設の管理を行うことができるようになりました。

また、従来は制限されていた施設使用許可等の行為についても、目的に照らして指定管理者が自ら行うことが可能となり、事業者の創意工夫が大きく活かされるようになりました。

●三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者公募の概要

1 施設概要

三重県身体障害者総合福祉センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設及び、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターA型として、身体障がい者の福祉を総合的に推進することを目的として設置しています。

開設	昭和60年4月1日 (運動施設及び宿泊施設は、昭和61年度開設) (身体障害者更生施設は、平成5年度開設)
所在地	三重県津市一身田大古曽670番地2
構造規模等	・敷地面積 65,807.81 m ² ・延べ床面積 8,172.30 m ² ・構造 鉄筋コンクリート造等 平屋建

2 指定期間（予定）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の募集方法

事業計画書を公募により募集し、その内容を審査して指定管理候補者を選定します。